

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年5月24日
照会部署名 富山年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター 厚生年金適用調査課長 萩原 清司
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 朴木

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.2010—002	本部受付番号 No.2010—617
------------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

被保険者資格喪失の時期について

(内容)

1. 概要

事業所から解雇を通告された者（以下A）が、それを不服として裁判所に対し地位保全及び賃金仮払仮処分の申立をした。裁判所はそれを認め、次の二つの事項の仮処分決定がなされた。

①Aは、雇用契約上の権利を有する地位にあることを仮に定める。

②事業所はAに対し、本案判決確定に至るまで毎月28日限り、月額18万9000円の割合による金員を支払え。

後日、事業主は仮処分が取消されたという理由で資格喪失届を提出したが、仮処分の取り消しは上記②についてのみであることが資格喪失届の受理後に判明した。このケースの場合、Aは雇用契約上の権利を有する地位にあることは現在も担保されているが、事業所の報酬支払い義務が消滅したため、報酬の支払は受けられない。通常、事業所に対し労務を提供し、それに対する報酬の支払があることで使用関係を認めているが、事実上報酬が支払われないことが明らかな場合はいかが取り扱うべきか。

2. 経過

平成 21 年 4 月 15 日	平成 21 年 4 月 10 日付の資格喪失処理。
平成 21 年 10 月 2 日	裁判所が上記①②の仮処分決定。
平成 21 年 10 月 7 日	事業所が仮処分命令の決定を受けて平成 21 年 4 月 10 日付の資格喪失取消の届を提出。これにより資格喪失取消し処理を行う。
平成 22 年 3 月 26 日	事業所の申立により、裁判所が仮処分命令の決定のうち②について取消す。
平成 22 年 3 月 26 日	事業所が再び平成 21 年 4 月 10 日付の資格喪失届けを提出。

A は、平成 21 年 4 月 10 日以降、事業主が社屋に立ち入ることを拒んでいるため出勤していない。また、事業所は、平成 21 年 4 月 9 日からから平成 22 年 2 月 28 日分まで仮処分命令により金員を支払っている。事業所が支払った金員は仮処分命令②の取り消しにより、A から返還を求めることができるが、そのためには、裁判が必要である。(A の弁護士によると、現時点では返還は求められていない。)

3. 対応案

- ① 仮処分命令の決定のうち②が取り消されたため、事業所は報酬支払の義務が消滅しており、今後、A に対して金員の支払は行わないため、金員仮払最終日の翌日である平成 22 年 3 月 1 日付で資格喪失。
- ② 最後に労務の提供あった日の翌日である平成 21 年 4 月 10 日で資格喪失。
- ③ 公判中であるため、結審するまで資格を継続する。

(ブロック本部回答)

疑義照会回答票No.2010-105で本部が受けている照会中の事案と重複する部分があり、本件についても本部あて疑義照会を行う必要があると思われる。

回答日 平成22年5月25日

回答部署名 中部ブロック本部適用・徴収支援部
厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター
(厚生年金適用支援G長) 栗本 孝広

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

ご照会の場合は、疑義照会（回答）【2010-826】からすると、仮処分の決定に従うこととなるが、雇用関係の存続を認めるが金銭の支払いは命じていないため、厚生年金保険の被保険者たる要件を満たしていないと考えられる。

なお、事業主からAに係る資格喪失届が提出された場合については、受理し処理することが妥当と考える。

回答日 平成22年11月19日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (役職名) 渕 康幸

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上